

議案第32号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定により提出する。

令和3年3月2日

提出者 板橋区議会議員

石川 すみえ

山田 ひでき

山内 えり

吉田 豊明

いわい 桐子

竹内 愛

小林 おとみ

五十嵐 やす子

かなざき 文子

## 東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和34年板橋区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の4第1号中「7.14」を「7.13」に、「56」を「57」に改め、同条第2号中「3万9,900円」を「3万8,800円」に、「44」を「43」に改め、「除して得た額」の次に「(賦課期日の前日において満18歳未満である被保険者(以下「18歳未満の被保険者」という。)にあつては、1人につき1万9,400円)」を加える。

第15条の12第1号中「2. 29」を「2. 41」に、「56」を「57」に改め、同条第2号中「1万2, 900円」を「1万3, 200円」に、「44」を「43」に改め、「除して得た額」の次に「(18歳未満の被保険者にあつては、1人につき 6,600円)」を加える。

第16条の4第1号中「1. 95」を「2. 49」に、「54」を「56」に改め、同条第2号中「1万5, 600円」を「1万7, 000円」に、「46」を「44」に改める。

に改め、同号ウ中「1万920円」を「1万1,900円」に改め、同条第2号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「1万9,950円」を「1万9,400円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について9,700円）」に改め、同号イ中「6,450円」を「6,600円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について3,300円）」に改め、同号ウ中「7,800円」を「8,500円」に改め、同条第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号ア中「7,980円」を「7,760円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について3,880円）」に改め、同号イ中「2,580円」を「2,640円（18歳未満の被保険者にあつては、1人について1,320円）」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,400円」に改める。

付則第3条中「地方税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

付則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

## 付 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この条例による改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2及び付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の付則第8条の規定は、令和3年2月13日から適用する。

### （提案理由）

子育て世代の国民健康保険料の負担軽減を図るため、保険料の軽減措置を設けるほか、所要の規定整備をする必要がある。